

## 第三者評価結果シート（乳児院）

種別	乳児院
----	-----

### ①第三者評価機関名

株式会社 ブルーライン
-------------

### ②施設名等

名称：	埼玉県社会福祉事業団いわつき
施設長氏名：	小島 誠
定員：	9名
所在地（都道府県）：	埼玉県
経営法人・設置主体（法人名等）：	埼玉県社会福祉事業団

### ③理念・基本方針

<p>[法人経営理念] 埼玉県社会福祉事業団は、利用者・職員・地域社会がお互いに支え合い、共に歩む施設を目指し、地域社会に貢献します。</p> <p>[法人経営方針] 安心・安全な利用者支援、愛情支援、効果的・効率的な施設運営、経営の透明性、継続的な改善</p> <p>[乳児院運営方針] 1 乳幼児の健康で安心安全な生活環境を守るよう努める。 2 乳幼児一人ひとりの個性を尊重した養育を行う。 3 乳幼児の家庭復帰や里親委託等の支援に努める。地域子育て支援も行う。 4 提供する施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。</p>
---

### ④施設の特徴的な取組

<p>1 乳幼児一人ひとりに自立支援計画を策定し、関係機関と連携して乳幼児及び保護者に対して丁寧な支援を行っている。</p> <p>2 定員9名の小規模な施設であるため、個別的家庭的な支援ができる。</p> <p>3 児童養護施設と同敷地内であるため、措置変更までのプロセスやその後においても連続的支援ができる。</p> <p>4 里親支援専門相談員を中心とした里親養育相互支援事業を展開しており、当施設からの里親子のみに関わらず、地域里親子等への支援にも力を入れている。</p> <p>5 ボランティアの受け入れ実績が高く、マンパワーの充実が図れている。</p> <p>6 近隣のママを対象としてベビーマッサージ講習会を実施し地域貢献に取り組んでいる。</p>
---

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2016/8/31
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2016/12/6
受審回数	1回
前回の受審時期	平成25年度

## ⑥総評

## ◇特に評価の高い点

## (1) 総合的な人事管理

期待する職員像に付いて法人の経営方針に謳われています。人事基準に付いては、人事考課制度として目標管理を基本に詳細な評価基準が設定されています。職員一人ひとりが目標を設定し、年2回、評価・見直しの面談が行われ、職員の要望・意見の把握と併せ、職員に対する期待等を伝える場としても活用されています。年度始めの面接に付いては、直属上司・副園長・園長の3回行われて、双方の意見の擦り合わせが充分なされています。

又、多様なシフトや職員の要望を反映した就業時間、リフレッシュ休暇、心理士や精神科医(心のクリニック)によるメンタルヘルス体制等、職員が働き易い職場作りへの配慮がされています。

## (2) 地域との関わり

運営規程に於いて地域の子育て支援を謳い、地域との連絡会や地域に向けた子育て講習会、里親懇談会、ベビーマッサージ講習会を開く等、積極的に地域と交流しています。日常的に近隣散歩や買い物等に出掛けたり、施設内の行事(餅つき等)に積極的に地域住民を招待し、地域の方とのコミュニケーションに心掛けています。

又、児童相談所・保健センター・市区町村支援課・保育所等、関係機関・団体との情報共有や連携を図り、定期的な情報交換も行っています。個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成し、職員に周知しています。

## (3) 家庭的な入浴・沐浴

入浴・沐浴は毎日行われています。夏場については、午前中園庭でのプールも多く、その後は浴室へ移動し温浴で清潔が保たれる様にしている為、1日2回になる事もあります。ガーゼやバスタオルは個別に準備されており、個々の状況に応じた入浴方法をとっています。小規模施設の利点を生かし、子ども一人づつの入浴を行い、職員も衣類を着用せずに一緒に入浴しており、家庭に近づけた肌と肌のスキンシップが図れる入浴時間としています。

## ◇改善を求められる点

## (1) 事業計画に付いて

中期計画からの関連課題、或いは年度毎の重点目標に付き、事業計画とは別に設定され、定期的実施状況に付いての評価が行われていますが、年度毎に定例的に設定される事業計画には織り込まれておらず、事業報告にも関連付けての評価はなされていませんので、ホームページに開示されている情報を確認しても繋がりが分からず、その説明を受けなければ存在すらも明らかにはなりません。

又、事業計画としての改善のPDCAを明確に展開する為には、課題内容と各々のPDCAの関連を判り易く表現し、特にP(計画)とC(評価)の繋がりを明確にする事で、A(見直し)の実効性を裏付ける事になるのではないのでしょうか。

## (2) 満足度の把握と相談等への対応

対象児が乳幼児である為、直接的な意向は確認できませんが、日々関わりの中で満足度を把握するよう努めています。子どもの様子をよく把握し、満たされる様な関わりに付いて職員会議などで話し合い改善などを検討していますが、分析・検討の記録としては残されておらず、改善に結び付いているかどうかは確認出来ません。

相談や面会を通して保護者とコミュニケーションを図り、極力意見を述べやすい環境を整えていますが、相談に付いて複数の方法や相手を自由に選べることを分かり易く説明した文書等は作成されておらず、所内掲示もされていません。苦情解決同様に、保護者等からの意見や要望・提案等への対応に付いても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要となります。対応マニュアル等においては、保護者等の意見や要望、提案等にもとづく養育・支援の質の向上に関する姿勢を始め、意見や要望・提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、保護者等への経過と結果の説明、公表の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要であると思われます。

## ⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

職員が働きやすい職場作りなど総合的な人事管理、地域の子育て支援や里親支援、小規模施設の利点を生かした家庭的な入浴等について高い評価を受けたことは、施設としても励みになるものです。今後も子どもの最善の利益を目指しながらこれらの事業を継続していくとともに、他の事業についても継続的な改善を図っていきます。

## ⑧第三者評価結果(別紙)

## 第三者評価結果（乳児院）

### 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
理念・基本方針は、事業概要やパンフレット・ホームページに明示されており、法人の理念と整合性を確保し、職員1人1人の行動規範となるよう具体的な内容になっている。保護者向けには、分かり易く工夫した内容で掲示されている。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
施設長や職員は、県や市で開催されている協議会や研修等に参加し、そこから社会福祉事業全体の動向や養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等を分析し、課題を把握している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
法人として、経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を行い、その中から抽出された課題に付き、全体の重点目標が設定されており、その展開の中で施設として職員への周知がなされている。定期的な内部監査や行政の指導監査も有効に機能している。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
法人として、各事業における重点課題を抽出し、中期計画としている。定期的にそのPDCAの確認がされ、最終的に見直しをした上で、その課題の継続や打ち切り、変更等の検討を行っている。その中で中期計画としての総括がされる事と併せ、年度事業計画への展開へと結び付けている。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
中期計画からの関連課題、或いは年度毎の重点目標に付き、事業計画とは別に設定され、定期的実施状況に付いての評価を行っているが、年度毎に定例的に設定される事業計画には織り込まれておらず、事業報告にも関連付けての評価はなされていない。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
重点目標に付いては、職員の検討（運営会議/全体職員会議）の中から抽出され、最終的に事業計画に関連付けてPDCAが展開される。年2回、定期的実施状況の評価や見直しがされ、全体会議の中で周知・徹底されている。	
② 7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
保護者等への事業計画の説明に付いては、分かり易く書かれた文書を用いて入所時説明、及び所内掲示する事により周知されている。母子生活支援施設と云う特性から保護者会等の開催は難しいが、4月以降、施設への訪問時に理解を促す取組として資料を元に説明している。	

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
毎年行われているセルフチェック・自己評価・研修等により、養育・支援の質の向上に努めており、定期的に第三者評価を受審する事により課題の再確認・分析等も行っている。	
② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
評価結果に基づき抽出された課題は、職員会議で具体的な改善計画が検討・立案され、年2回、更に評価・分析の上、見直しが行われている。	

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は年度当初の職員会議に於いて経営方針への取組や施設の目標等を表明し、又、職務分掌に自らの役割と責任を明確にし、事務決裁規程に不在時の権限委任等を含め、明文化している。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
施設長は遵守すべき法令等を理解する為、各種研修や勉強会に参加しており、参加した各種研修に付いては、全体会議・運営会議での報告を通じ周知・徹底を図っている。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、セルフチェックや個人面談・自己評価等により職員からの養育や支援に関する課題や意見を把握し、又、各種委員会の展開の中から、質の向上に付いて具体的な取組を行っている。	
② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、職員とのコミュニケーションを重視し、自己評価・目標管理の面談や自己申告書の提出の中から職員の意向の確認を詳細に行っている。又、細かく設定された就業シフトや年休取得の促進・リフレッシュ休暇制度の導入等により、働き易い職場作りに配慮している。	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
法人・施設としての人員体制に関する方針の下、年度毎に策定された人員計画に基づき、人材の確保や育成が行われており、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員、看護師、心理士等の各専門職員が配置されている。		
	② 15 総合的な人事管理が行われている。	a
期待する職員像に付いて法人の経営方針に謳われている。人事基準に付いては、人事考課制度として目標管理を基本に詳細な評価基準が設定されている。年2回、評価・見直しの面談が行われ、職員の要望・意見の把握と併せ、職員に対する期待等を伝える場としても活用されている。年度始めの面接に付いては、直属上司・副園長・園長の3回行われている。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
目標管理における評価面談は年2回行われ、職員の意見の吸上げが的確に図られている。又、多様なシフトや職員の要望を反映した就業時間、リフレッシュ休暇、心理士や精神科医(心のクリニック)によるメンタルヘルス体制等、職員が働きやすい職場作りの配慮がされている。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
目標管理に基づく人事管理は、職員一人ひとりが目標を設定し、年2回、その目標項目に付き進捗状況や達成度が評価されている。年度初めに行われる面談は、直属上司・副園長・園長と行われ、職員の意見の吸上げが的確に図られると共に、職員育成に向けた取組として実施されている。		
	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
「いわつき 職員の行動基準」や全国乳児福祉協議会から明示されている「乳児院倫理綱領」等から、施設が目指す養育・支援を実施するための期待する職員像が明示されている。教育・研修に付いては、計画に基づき行われている。		
	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
施設内研修(OJT)や階層別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要な知識・技術への教育を実施している。施設外研修は、職員それぞれの知識・技術に適した研修に参加させている。研修内容の情報提供も行い、職員のニーズに合わせた研修に参加する機会が設けられている。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生の受入れに関しては、受入れ要領、受入れマニュアル、実習生のしおり等が準備されており、それに沿って実習担当職員を中心に研修・育成が行われている。実習担当者は、学校側が開催する意見交換会に参加する等、連携しながら実習者の育成に取り組んでいる。		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
ホームページによる各種情報公開、第三者評価の受審結果の公表等、運営の透明性を確保する取組を行っている。又、「開所10年を超えて」と云う記念誌を地域に向け発行し、感謝の意を伝えると共に、法人・施設の存在意義や役割を明確にする様に努めている。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
施設における事務(事務決裁規程)、経理(会計規程)、取引(物品購入に関わる事務の流れ)等に関するルールが明確にされ、職員等に周知されている。施設における事務、経理等に関する権限・責任は職務分掌で明確になっており、内部監査や外部監査も受け、経営改善を実施している。	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
運営規程に於いて、地域の子育て支援を謳い、地域に向けた子育て講習会を開く等、積極的に地域と交流している。又、日常的に近隣散歩や買い物等に出掛けた際に、地域の方とのコミュニケーションに心掛けている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
運営の手引きに於いて、ボランティアに対する基本的な考え方が明文化されており、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載された対応マニュアルも整っている。継続してボランティアをしている方を対象にして、年度末に懇談会を開催している。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
児童相談所・保健センター・市区町村支援課・保育所等、関係機関・団体との情報共有や連携を図り、定期的な情報交換も行っている。又、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成し職員に周知している。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
地域との連絡会、里親懇談会、ベビーマッサージ講習会の開催や災害時の相互援助等、施設の機能を通じ地域支援を行っている。又、施設内の行事(餅つき等)に積極的に地域住民を招待し、交流を行っている。	
② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
施設長は、県や市の各種協議会等に参加し地域のニーズの把握に努めている。又、施設としては、民生委員等の見学や説明会、里親認定に係る講習・研修の実施、地域里親訪問、育児相談等、地域に向けた支援を実施している。	

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
「いわつき職員の行動基準」や「乳児院倫理綱領」に子どもを尊重した養育・支援の実施に付いて明文化されており、子どもの基本的人権への配慮に付いては、勉強会や研修を実施している。定期的に子どもの権利擁護に付いてチェックリストによる確認を実施して状況把握に努めている。		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
子どもの虐待防止等の権利擁護について、規定・マニュアル等が整備され職員会議の中で職員の理解と共通認識を図っている。職員はプライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解しており、乳児院と云う施設の特性に応じた標準的な実施方法「業務の流れ」を作成して周知徹底している。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
保護者に対しては、理念や基本方針、養育・支援内容、施設の特性等を写真・図・絵の使用等で分かり易く明文化したパンフレットや資料を準備し、丁寧な説明を行っている。又、事前に見学等の希望があった場合は、対応している。		
②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a
養育・支援の開始においては、保護者や措置委託権者である児童相談所に対して分かり易く説明を行い了承を得ている。保護者には、理念や基本方針、養育・支援内容、施設の特性等を写真・図・絵の使用等で分かり易く明文化したパンフレットや資料を準備し、丁寧な説明を行い同意を得ている。		
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
措置変更や地域・家庭への移行の際は、養育や支援の継続性に配慮した細かな対応をしている。退所後も必要に応じて相談出来る様になっている。退所時には、児童の生活の様子などをまとめたものを保護者や措置変更先に渡し、養育の引継ぎを行っている。又、退所後も定期的に保護者に連絡をとったり、児童に誕生日カードを贈る等、計画的なアフターケアを実施している。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
対象児が乳幼児である為、直接的な意向は確認できないが、日々関わりの中で満足度を把握するよう努めている。子どもの様子をよく把握し、満たされる様な関わりに付いて職員会議などで話し合い改善などを検討しているが、分析・検討の記録としては残されておらず、改善に結び付いているかどうかは確認出来ない。		

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
苦情解決責任者の設置や苦情受付担当者の設置、第三者委員の選任・公表も含め、苦情解決の体制整備がされており、その内容や方法を所内に掲示し周知を図っている。又、保護者等が苦情を申し出しやすい様、苦情箱を設置する等、工夫を行っている。		
	② 35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
面会や話し合いの場を通して、保護者とコミュニケーションを図り、極力意見を述べやすい環境を整えているが、保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることを分かり易く説明した文書等は作成されておらず、所内掲示もされていない。		
	③ 36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
苦情解決同様に、保護者等からの意見や要望・提案等への対応に付いても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要となる。対応マニュアル等においては、保護者等の意見や要望、提案等にもとづく養育・支援の質の向上に関する姿勢を始め、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望・提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、保護者等への経過と結果の説明、公表の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要である。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
ヒヤリハット分析検討委員会・安全チェック・衛生チェック・避難訓練・環境整備等、リスクマネジメント体制が構築されている。ヒヤリハット分析検討委員会では、収集した事例をもとに改善策・再発防止策を検討・実施する等の取り組みをしている。又、リスクに応じた各種マニュアルも策定されている。		
	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
施設外での感染症対策に係る研修会参加、施設内全体研修での感染症予防の知識習得や全体での共通認識に取り組んでいる。感染症の予防や発生時における対応マニュアル等も作成し、周知徹底している。嘱託医や院内の看護師の指示の元、感染症予防の対策を行っており、又、感染症予防に関する研修も実施している。		
	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
災害時の対応体制が決められ、周知されている。毎月1回の防災訓練実施、年1回の総合防災訓練を実施し、消防署から指導を受け対応している。災害時対応用の食料や備品類等の備蓄リストを作成し、毎月チェックも行っている。有事の際の養育・支援の継続に付いては、県内の6ヶ所の乳児院と連携し、対応体制を整えている。		



## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
乳児院版「運営の手引き」により標準的な実施方法が文書化されている。職員はプライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解しており、乳児院と云う施設の特性に応じた標準的な実施方法が策定されている。標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかは職員会議等で、手引きの中の事項を適宜確認している。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
標準的な実施方法に付いては、不定期ではあるが見直しが適宜行われており、支援内容や業務全般に付いて、各担当職員から意見を集約し課題を明確にして、見直しが行われている。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
アセスメントを行う際は、家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・心理士・看護師・保育士等と協議し適切な自立支援計画策定に結びつけている。自立支援計画は子ども一人ひとりの成長・発達に合わせ、課題やニーズなどを考慮し作成されている。又、自立支援会議を開き、毎月のまとめで支援計画の評価もしている。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
新規入所児童に付いては、保護者と児童相談所の協力の下、入所2か月目を目安に自立支援計画を作成している。定期的な作成時期は年度始めとして、9月から10月、及び年度末に全職員で意見を出し合い、支援内容の評価・見直しを行っている。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
個人の生活記録・保健記録は施設が定めた統一様式によって把握され、記録が適切に行われている。毎月各ケース担当が、自立支援計画に基づく養育・支援が実施されている事を確認し、月のまとめとして記録している。書き方に付いては、標準的な記入方法が決められており、上長の確認の際にも内容チェックが行われている。施設内では、回覧とネットワークシステムにより、記録に付いて情報共有する仕組みが整備されている。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
個人情報保護規程、及び文書取扱規程が策定されており、子どもの記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する管理体制が確立している。職員は全員、個人情報保護の誓約書にサインと捺印をし、提出している。		

□

## 内容評価基準（22項目） A－1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	第三者 評価結果  a
養育・支援の内容については、職員会議や日常の引き継ぎ等で協議され、定期的に職員それぞれの支援を振り返り検証する機会を設け、積極的に意見交換がされている。施設全体としても、職員の行動基準や権利擁護のセルフチェックから自己研鑽ができる機会がある。寮長は、「子どもの最善の利益の為に」と言葉に出して職員に意識付けをしている。		
(2) 被措置児童等虐待対応	① A2 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
「就業規程」等に体罰の禁止を明記し、厳正に処分を行う仕組みも出来ている。又、全体研修や職員研修、定期的なセルフチェック等を行い、県内乳児院（6施設）が協力し、子どもの権利擁護に付いて学ぶ機会を設けている。		
②	A3 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
不適切な関わり防止の為、全国乳児福祉協議会から出されている「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を活用している。入浴時等を利用し、ボディチェックを行っている。又、権利擁護の研修会参加やヒヤリハット事例検討等を実施して、意識を高めている。		
③	A4 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
「子どもの権利擁護の為にガイドブック」や危機管理要綱に基づき対応している。被措置児童虐待等に付いての通告等があった場合は、施設内で検証し第三者の意見を聞く等の体制整備がなされている。無記名のセルフチェックで、児童に対する虐待の有無を報告できる機会も設けている。		

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A5 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a
運営方針に基づき、乳幼児に受容的・応答性の高い関わりを心がけ、1人ひとりの個性を尊重した養育をしている。基本的には、入所から退所まで一貫した「担当養育性」をとっている。誕生日の個別外出や里親訪問等、個別の関わり時間の確保等により、特定の大人との愛着関係構築に努めている。		
②	A6 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
大人の見守りの下、室内遊びや戸外遊び等が個々の興味関心に応じて提供されている。衣類や寝具、玩具、食器等、個別化が図られている。又、買い物では自分の好きな物を選ぶ等、自己選択も大切にしている。子どもの健康状態、発達状況に応じ、児童に合わせ安心感を持てる様な養育を提供している。		
③	A7 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
それぞれの子どもの月齢による発達特性を認識し、同時に心理士や看護師からの助言を受けて、職員全体が共通認識を持ちながら支援の環境を整えている。日課にとらわれず、子どもの欲求や要求をくみ取った対応を全職員が意識して行っている。		
(2) 食生活		
①	A8 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
乳幼児に対して1対1で適切な授乳ができる様に、抱っこして目を合わせたりゆったりとした気持ちで授乳できる様、配慮している。乳児の体調やリズムだけでなく、高気温や入浴後など水分補給の必要性も考慮しながら授乳を行っている。体重のチェックも新生児は毎日、二か月目からは10日ごとにチェックをして、ミルク量が適切かどうか判断している。		
②	A9 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
養育者は、乳幼児の発育状況や体調を考慮しながら、栄養士や看護師と相談し離乳食を開始している。「職員の手引き」にある離乳食の進め方を参考にして、個々の状態に合わせて進めている。アレルギーの有無や咀嚼・嚥下の状態等にも十分に配慮している。		
③	A10 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
食事場所は明るく清潔に保たれている。食事用のテーブルや椅子、使用する食器やテーブルは子どもの発達に合わせて、適切に調整している。「楽しく達成感のある食事」を意識し、子どもの意欲に合わせて量等調整している。食事場面での食べ方や量にばらつきはあるが、おいしく食べられる様、言葉かけをしている。発達に応じて、手づかみできる食事形態、スプーン・フォーク・お箸等の提供がされている。歯磨きも、離乳食期から月齢にあった歯ブラシを提供して行っている。		
④	A11 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
栄養士が十分なカロリーとバランスのよい献立を作成し、月齢や個々の成長ペースを考慮した食事提供が行われている。体調の悪い時には、病児食としておかゆやうどんを注文出来る様になっている。季節に合わせて野菜の種を畑にまき、収穫し食育に繋げている。アレルギーの対応は、嘱託医や看護師、栄養士らが密に連携をとり、適切な手順で提供され、観察を実施している		

<p>(3) 衣生活</p>	<p>① A12 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>衣類は綿生地・肌に刺激の少ない材質を使用したものを季節・成長に合わせて提供し、個別化し個人別に収納している。被服担当職員が中心となり、季節に応じて、衣類を準備している。発達に応じて、自分が好む衣類を取り出し着られる様に工夫している。</p>		
<p>(4) 睡眠</p>	<p>① A13 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>室内環境として、1日4回室温・湿度の点検を実施。落ち着いた睡眠導入が図れる様に音楽を流している。睡眠時の状況としては、15分ごと午睡時・夜間時とも巡視として目視・養育者が直接子どもに触れて呼吸確認して睡眠状況を観察している。</p>		
<p>(5) 入浴・沐浴</p>	<p>① A14 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。</p>	<p>a</p>
<p>入浴・沐浴は毎日。夏場に付いては、午前中園庭でのプールも多く、その後は浴室へ移動し温浴で清潔が保たれる様にしている為、1日2回になる事も多い。ガーゼやバスタオルは個別に準備されており、個々の状況に応じた入浴方法をとっている。小規模施設の利点を生かし、子ども一人ずつの入浴を行い、職員も衣類を着用せず一緒に入浴しており、家庭に近づけた肌と肌のスキンシップの図れる入浴時間としている。</p>		
<p>(6) 排泄</p>	<p>① A15 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。</p>	<p>a</p>
<p>おむつ交換は、1日6～8回程度、言葉かけしながら、腹部のマッサージなどをしておむつ交換が心地よいものである事を伝える様にしている。自分から不快なサインを出してくる幼児には排泄への意識が持てるよう工夫している。1才以上の子供には、排泄に興味をもてる様、トイレ誘導を行い、自分から便器に座る意欲が持てる様に配慮している。</p>		
<p>(7) 遊び</p>	<p>① A16 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。</p>	<p>a</p>
<p>発達段階に応じ、晴天時は戸外へ出かけ、遊具や乗用玩具等の活用や砂場での遊び等、外界への興味関心が広げられる様に配慮している。その際、事故や怪我等がない様、月齢から起きうる行動への配慮に付いて職員会議の中で注意喚起をしている。誕生日プレゼントやクリスマスプレゼント等は、その子宛の個別玩具として提供している。</p>		

(8) 健康		
①	A17 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
1人ひとりの健康記録と保健記録から健康状態の変化を把握し、異常がある場合は、看護師の指示の下、嘱託医の診断を受け必要に応じ医療機関を受診している。又、嘱託医による年2回の健康診断を実施しており、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等に付いてもチェックを行っている。		
②	A18 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
病・虚弱児の健康管理は、主治医や嘱託医への通院から指示・対応策を仰ぎ、職員全体に周知徹底している。又、病・虚弱児等に対する健康状態の変化のリストを作成し、職員全員が理解し対応出来る様になっている。看護師を中心として病・虚弱児医療スケジュールを計画している。生活場面で留意する点に付いては、個人記録に詳細を明記し職員全員に周知徹底している。服薬管理は、看護師を中心に行い、配薬の際には複数の目が通るよう配慮している。		
(9) 心理的ケア		
①	A19 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a
心理士を配置し、乳幼児や保護者への心理的な支援が行える体制が整っている。又、個々の状況に応じて、定期的に心理士による発達検査を行っている。必要に応じて医療機関や児童相談所とも連携し、支援を受ける体制が準備されている。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A20 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
家庭支援専門相談員が中心となって、施設と家族との信頼関係を構築出来る様、又、面会場面等から家族の思いを受け止められる様に配慮している。保護者の養育スキル獲得の為に、家庭支援専門相談員が中心となり、心理士、看護師、保育士などが面会の対応をする事で、それぞれの専門を生かした養育スキルの支援を行っている。誕生日や行事での子どもの写真を用意し、口頭でも普段の様子や成長段階を伝えている。		
(11) 親子関係の再構築支援		
①	A21 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
家族関係の再構築の為、児童相談所や関係機関と情報を共有し合いながら、面会・外出・外泊・引取りまでのプロセスを丁寧に進めている。課題が発見された場合は、適切な機関が見守りできる様、連携を取っている。抽出された課題に付いて、解決出来るよう話し合い、各関係機関で役割分担を行い、支援を行っている。		
(12) スーパービジョン体制		
①	A22 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
新任・転任職員に付いては、スーパーバイザーを配置し定期的面談や相談出来る体制が整えられている。心理士や看護師もスーパーバイザーの一翼を担う専門職であることを職員会議でも明確に伝え、組織力の向上に取り組んでいる。スーパーバイザーの指導と共に、職員間でも情報の共有、相談が出来る様な関係作りを心掛け、全職員で支援の質を向上させる取り組みを行っている。		